

石神井町石神町会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は石神井町石神町会と称する。
- 第 2 条 本会は別に定める石神井町石神地域の個人及び団体を以って組織し、事務所を石神井町 8 - 4 2 - 4 「気楽な家」内に置く。

第 2 章 本会の目的及び事業

- 第 3 条 本会は会員相互の親睦と連携とを図り、地域住民の安心・安全を守り、併せて文化向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員相互の親睦と共助精神の高揚
 - 2 治安及び文化、衛生に関すること
 - 3 道路整備の請願及び掲示板の管理
 - 4 防火・防災、防犯、交通安全、衛生、青少年育成の活動に対する協力と支援
 - 5 地域福祉等、共同の福祉増進に関すること
 - 6 会員の弔事（同居家族の範囲） 各種団体の慶事に関すること
 - 7 その他必要に応じて各種団体との協力及び支援
- 第 5 条 本会は会務運営上、15 の支部及びマンションの支部を設ける。
- 第 6 条 本会は次の役員を置く。
- 会長 1 名 副会長若干名 会計 2 名 監査 2 名 総務部長及び書記若干名 並びに 防災会部長 防犯・交通安全部長 青少年育成部長 文化交流部長 リサイクル部長 広報部長 地域福祉部長 各部副部長 若干名 及び支部長 15 名
- 第 7 条 本会は必要に応じて名誉会長及び相談役を置くことができる。
- 第 8 条 会長、副会長、会計、監査は、総会の議を経て決定する。その他の役員は会長が委嘱する。
- 第 9 条 会長は本会を代表して会務を統括し、会議を招集して議長となる。
- 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- 防災会、防犯・交通安全部・青少年育成部、文化交流部、リサ

イクル部、広報部、地域福祉部は各部の任務を遂行する。
支部長は、会長の旨を受けてその支部を代表する。支部長は、当該支部の班長を委嘱し、班長は当該班の会費を徴収すると共に、各種の回覧等を行う。

第 10 条 役員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げないものとする。但し、補欠者の任期は、前任者の在任期間とする。尚、会長の任期は最長 4 期 8 年とする。

第 3 章 会 議

第 11 条 会議は、通常総会、臨時総会、役員会、執行役員会及び各部会会議とする。

役員会は原則として毎月開催する。

総会は、本会の最高議決機関で各世帯の代表者を以って構成する。

通常総会は、毎年 1 回年度終了後原則として 2 ヶ月以内に開催する。

そして事業報告及び収支決算、並びに事業計画、予算案等の議案について審議し、それらは出席者の過半数の賛成により議決する。

臨時総会は、会長又は会員の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

執行役員会は、会長が招集する。会の構成は、会長、副会長、会計及び総務部長とし、必要に応じて他の部長も参加できるものとする。

各部会会議は、部長、副部長、委員で構成する。

第 4 章 会 費

第 12 条 本会の必要な経費は、会費及びその他の収入を以って充当する。会費は、1 世帯につき 1 ヶ月 1 0 0 円とし、1 年分をまとめて納入するものとする。

但し、年度の途中より入会する場合は、その月より年度末までの会費を納入する。

尚、年度途中での退会については会費の返却は行わない。

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日を以つ

て終わる。

第 5 章 帳 簿

第 14 条 本会の運営上必要な次の帳簿を置く。

- 1 金銭出納帳及び領収書綴
- 2 備品台帳
- 3 会議録
- 4 役員名簿
- 5 会員名簿
- 6 各種委員会名簿

附 則

第 15 条 本会会則の変更は、総会に於いて出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

昭和 58 年 4 月 会則の一部変更

平成 18 年 4 月 会則の一部変更

平成 21 年 4 月 会則の一部変更

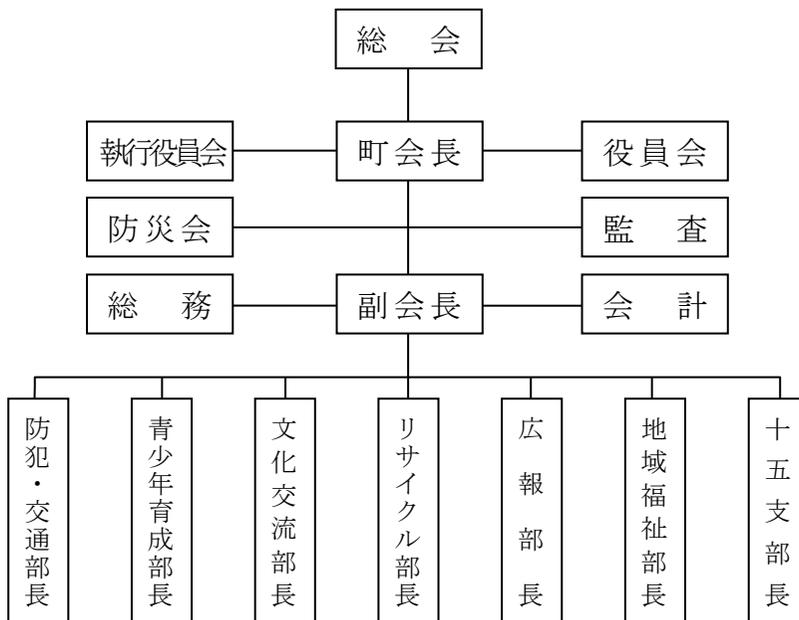
平成 24 年 6 月 会則の一部変更

平成 27 年 5 月 会則の一部変更

平成 28 年 5 月 会則の一部変更

平成 29 年 5 月 会則の一部変更

石神町会組織図



石神町会防災会会則

(名称と目的)

第一条 本会は石神町会防災会と称し、事務所を“気楽な家”（石神井町 8-42-4）におく。

第二条 地域住民の防火・防災意識の高揚と、非常時に備えての自主的な防災活動を通じ、災害防止や軽減を図る事を目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)防災に関する啓蒙活動の実施
- (2)防災訓練の実施
- (3)防災倉庫の点検、防災機材の整備
- (4)災害発生時における安否確認・被害情報の収集・災害者支援・初期消火などの応急処置・配給など在宅避難者の支援
- (5)町内の各種法人・事務所との連携推進
- (6)避難拠点（区立光和小学校）運営連絡会との連携

(会員)

第四条 本会は石神井町に在住する有志をもって構成する。

(役員)

第五条 本会は次の役員により構成する。

- (1)会長 1 名 副会長 3 名 会計 1 名 会計監査 1 名をおく。
- (2)本会の役員は防災会の委員会の議を経て選出する。
会長は本会を代表して会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
また、町内の防災活動をする法人・事業所や避難拠点連絡会との連携を図る。
会計は会の会計業務を担当し、その処理を行う。

(総会)

第六条 総会は第四条会員にて構成し、毎年 1 回会長が招集する。

2. 総会は、次の事項について審議する。
 - a. 事業活動の報告並びに決算報告とその承認
 - b. 事業計画並びに予算案の承認
 - c. 会則の変更その他事項

(経費及び会計)

第七条 本会の運営に関する経費は、練馬区防災助成金、町会防災活動費などをもって充当する。

会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

付 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年度の役員は以下の通りとする。

会 長	豊 田 勝 良	石神井町 8-45- 8	3996-0008
副 会 長	星 野 茂	石神井町 8-53-31	3997-2213
副 会 長	本 橋 秀 勇	石神井町 8-18- 3	3997-5524
副会長兼会計	檜 原 猛 夫	石神井町 8-34- 7	5936-5254
会 計 監 査	今 井 孝 一	石神井町 7-28- 1	3997-3781

【各種業務と担当】

防災部・総務部は副会長がそれぞれ担当するが副会長どうし連携を図り実行すること。

<防災部＝訓練と実行>

防災訓練計画の策定と実施

- ・要援護者支援
- ・警備（自警団）

初期消火の訓練と実施

安否確認の訓練と実施

被災者誘導の実施

<総務部＝官公庁対応及び広報>

練馬区他助成金申請

消防署への訓練計画書の作成提出

防災倉庫及び資材機器の整備と充実

災害対策本部マニュアル作成

防災学習受講計画と促進

防災訓練や夜警のチラシ作成

避難拠点連絡会窓口